

日本学生支援機構貸与奨学金 主な異動手続き一覧

※給付奨学金は手続き・様式等が異なりますので別途ご連絡ください。

異動の内容		提出する様式	提出期限	備考
1	休学する（奨学金の 休止 ） ※「休学して留学する」→7・8	異動願(届)	休学する月の前月20日まで	復学時に「異動願(届)（復活用）」にて復活（または辞退）の手続きが必要です。
2	復学する（奨学金の 復活 ）	異動願(届)（復活用）	復学する月の前々月末日まで	休学から復学する際は、そのまま辞退する場合も含め必ず手続きが必要です。
3	退学する	異動願(届)	退学する月の20日まで （1日付退学の場合は前月20日まで）	退学手続き完了後、返還に関する書類一式をお渡しします。
4	奨学金が不要になった（奨学金の 辞退 ）	異動願(届)	辞退する月の20日まで	辞退手続き完了後、返還に関する書類一式をお渡しします。 引き続き在学する場合、「在学猶予」の手続きが必要です。
5	休学せずに 留学 する	留学中も貸与の 継続を希望する	—	
6		留学中は貸与を 休止 する	異動願(届)	留学終了時に「異動願(届)（復活用）」にて復活の手続きが必要です。→2
7	休学して 留学 する	留学中も貸与の 継続を希望する	留学する月の前月20日まで （1日から留学開始の場合は前々月末 日まで）	日本学生支援機構の審査があります。
8		留学中は貸与を 休止 する		異動願(届)
9	貸与月額を変更する（増額・減額）	月額変更願	提出日により反映月が異なります	人的保証の場合、増額には連帯保証人・保証人の同意（自署・実印）が必要です。 また、遡って減額を希望する場合、貸与額の相殺処理のため減額される月があります。
10	住所が変わった （本人・連帯保証人・保証人・その他の連絡先）	住所変更届	発生後速やかに	2019年度以降採用者の場合、奨学生本人の住所変更はマイナンバーで確認するため手続き 不要です。
11	【学部生の第一種のみ】 通学形態が変わった(自宅⇔自宅外)	住所変更届（+月額変更届）	発生後速やかに	貸与月額の変更が必要になる場合があります。
12	振込口座を変更する	奨学金振込口座変更届	変更希望月の前月20日まで	変更後の口座に入金が確認できるまで、変更前の口座は解約しないでください。
13	氏名が変わった	改氏名届	発生後速やかに	改氏名手続きを行うと振込口座名義も変更されます。金融機関での名義変更手続きを行った 後に申請してください。
14	連帯保証人・保証人・その他の連絡先を 人物変更する（改氏名含む）	連帯保証人・保証人等変更届	発生後速やかに	
15	奨学金の貸与は終了したが、引き続き在学しているため 返還の猶予 の手続きをしたい	スカラネット・パーソナル(スカラPS)上で 「在学猶予願」の提出	貸与終了後速やかに	最終振込月の翌月から手続き可能です。 修業年限を超えて在学する場合は、1年ごとに提出が必要です。

※ 表内の「提出する様式」欄から様式をダウンロードできないものは、**学生支援課で配布します**。来室できない方はメールにてご連絡ください。

※ 上記に記載のない手続きに該当する場合、提出期限を過ぎて手続きが発生する場合は学生支援課奨学事業係までお問合せください。

※ 書類の提出時は、不備等に備え、印鑑（スタンプ印不可）を持参してください。

書類提出先／その他不明な点や個別事情のご相談はこちらへ

一橋大学 学生支援課奨学事業係（西本館1階）

〒186-8601 東京都国立市中2-1

Tel: 042-580-8139 E-mail: scholarship@ad.hit-u.ac.jp